

主治医 殿

朝倉市教育委員会教育長

朝倉市内の小・中学校の児童・生徒来院者に対し、感染症に罹患していた場合は下記「出席停止に関わる罹患通知」に記入（罫線枠内のみ）し、お渡し下さいますようお願いいたします。

※学校名、児童生徒名は保護者記入

学校名： _____

年 組 番 名 前

出席停止に関わる罹患通知

小・中学校長 殿

上記の児童・生徒は、下記の感染症に罹患していることを通知します。

◆ 病 名

インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹

水痘 咽頭結膜熱 結核 流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症

その他 (_____)

◆ 出席停止期間は学校保健安全法施行規則第19条による（右面参照）

◆ 医療機関名

令和 年 月 日

※下記の出席停止期間は学校（担任）記入

◆出席停止期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

校長

印

感染症に罹患した児童生徒が出席停止となる期間

学校保健安全法施行規則第18条、第19条より抜粋

	感染症名	出席停止期間
第一種	鳥インフルエンザ（H5N1） 鳥インフルエンザ（H7N9） 重症急性呼吸器症候群（SARS-CoV-2） ジフテリア、痘そう 等	治癒するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
*1	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
第二種	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
第三種	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師により感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 *2 その他の感染症	学校医その他の医師により感染の恐れがないと認めるまで

※1 第二種の感染症（結核を除く）にかかった者について、症状により

学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、上記の限りではない。

※2 第三種の「その他の感染症」は、病状によっては出席停止が必要と考えられるものです。医師の指示に従ってください。

【その他の感染症の例】 溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑、流行性嘔吐下痢症、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎など